

平成29年度女性活躍促進事業（18,961千円）（参考：商労24,373千円）

ホームページ「かがわ女性の輝き応援団」

継続①情報発信事業 500千円 女性活躍施策に関する情報を部局横断的に提供

地域における女性活躍促進

継続②女性が輝く地域づくり事業（年3地域・各1回） 1,700千円

女性が輝く地域づくり事業を、県主催で市町等と連携して県内3地域で開催。地域の実情に応じた著名な講師による講演会等を実施することにより、特に男女共同参画について関心の薄い層にも啓発を図る。

継続③男女共同参画協働事業（年2テーマ程度） 1,000千円

男女共同参画の総論的な普及啓発ではカバーできない特定課題2テーマ（地域リーダーの養成、防災）について、行政とNPO、企業、地域団体等が協働で解決していくための事業を実施する。

男性にとっての男女共同参画

継続④家事場のパパちから事業 1,600千円

主に子育て中の男性をターゲットとし、家事・育児・介護・地域活について男性が参加するために必要な知識・スキルを体得することを目的とした講座を開催する。（県内3か所）

科学技術・学術における男女共同参画

新規①未来をつくるリケジョフェスタ in かがわ開催事業 2,170千円

時代を担う理工系女性人材の裾野の拡大を図るため、女子中高生等の理工系進路選択や理工系職業に対する興味、関心や理解を高める講演会等を開催する。

性犯罪被害者のための相談・支援

新規②性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」運営事業 11,991千円

性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」を運営し、専門的な研修を受けた女性相談員が被害者に寄り添いながら必要な相談・支援を行う。

平成29年度 働く女性活躍促進事業と ワーク・ライフ・バランスの推進

香川県では、働き方改革や仕事と生活の両立、さらには働く女性の活躍などにより、働くすべての人が安心していきいきと働き続けることができる環境づくりを推進しています。

女性活躍・両立支援推進アドバイザー【10,583千円】

アドバイザーが県内の企業等を訪問し、企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に関する県の事業の説明等を行います。また、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等のお手伝いをします。

子育て行動計画策定企業の認証

一般事業主行動計画を策定し、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる県内に本店を置く企業等(原則として、従業員数100名以下)に、子育て行動計画策定企業認証マークを交付しています。

働く女性活躍推進自主宣言 「かがわ女性キラサポ宣言」

女性が活躍できる職場環境づくりに積極的に取り組む企業や団体等、また、これから取り組もうとされる企業や団体等の目標や活動内容を掲載した自主宣言をホームページ「かがわ女性かがやき応援団」に掲載します。

働き方改革モデル企業サポート事業【6,441千円】

公募により選定された、働き方改革に取り組む意欲のある県内企業に専門家を派遣し、約6か月間無料で個別サポートを行うことによって、経営の改善を図るとともに、その成果を広くPRします。

働く女性活躍応援セミナー【3,915千円】

働く女性の能力向上や企業等の取組みを促進し女性が活躍しやすい環境を整えるために、対象者の異なる3種類のセミナー(①男性管理職セミナー、②キャリアアップセミナー、③起業・創業支援セミナー)を開催します。

働く女性活躍促進啓発事業【3,434千円】

「かがわ働く女性応援会議」を運営するとともに、働く女性の活躍を促進するため、優れた取組みを行っている企業等の表彰、新聞・ホームページ等を活用した情報発信等を行います。

企業表彰

『ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰』仕事と生活の調和を図ることができる職場環境づくりに積極的に取り組み、優れた成果が認められる企業を表彰します。
『かがわ女性キラサポ大賞』『かがわ女性キラサポ宣言』に登録し、女性が活躍できる職場環境づくりに積極的に取り組み、その成果が認められる企業を表彰します。

女性のための出張労働相談会

潜在的な女性労働者の労働意欲を喚起し、就労に関する相談や再就職に役立つ情報の提供などを行う相談会を開催します。

かがわ働く女性活躍推進計画の概要

1. 趣旨

急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念されている中、本県経済の持続的発展を図るためには、労働力の確保が課題であり、特に、女性の職業能力の発揮が求められている。

このため、女性が働く場面においてその力を十分に発揮できるよう、働く女性の活躍推進のための取組を計画的かつ効果的に進めるため、策定するものである。

2. 計画の位置づけ

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第1項に基づく、各地域の女性の職業生活における活躍を進めるための計画。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

2 (略)

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3. 計画の考え方

- 「第3次かがわ男女共同参画プラン」(平成27年12月策定)及び、「女性が輝く香川づくり推進懇談会報告書」(平成27年11月報告)をベースに策定するものである。
- 地域の実情、住民のニーズ把握のため、企業及び従業員に対し、女性の活躍推進に向けた企業等実態調査を実施した。(平成28年4~7月)

4. 計画概要

● 香川の現状

社会の状況

- ・人口減少…平成 52 年の香川県の総人口は 77 万人程度にまで減少する見込み→労働力不足
 - ・ニーズの多様化、グローバル化→人材の多様性の確保と尊重が不可欠
- ⇒働きたい女性が活躍し続けることができる環境創出

働く女性をめぐる状況

- ・女性有業率…25～44 歳の有業率は 74.3%
- ・女性の年齢階級別有業率…M字型カーブの底の値は 30 代後半の 71.8%(20 代後半の 77.4%から 5 ポイント以上低い)
- ・男性の育児休業取得率は 2.7%と極めて低い
- ・正規・非正規労働者の状況…女性は、非正規雇用者が正規雇用者を上回る状況
- ・役職に占める女性割合…課長相当職以上 10.0%
- ・長時間労働…1 人平均年間総実労働時間: 1,801 時間(全国平均より 60 時間長い)
- ・起業者に占める女性の割合は 13.6%

● 課題と方向性

- 本県経済の持続可能な発展のためには、労働力確保のみならず、生産性向上の観点からも、積極的に女性活躍に取り組むことが重要
- 男性中心の意識が強く、経営者や男性、女性の、働く女性の活躍に対する意識改革が重要
- 特に中小企業は、事業所ごとの対応が困難なことが多いため、情報提供や労働者に対する相談窓口の充実が重要
- 長時間労働を前提とした働き方を見直し、男女ともに働きやすい職場環境の整備が重要
- 女性活躍の推進に当たっては、本人の意志が尊重されるべきであり、多様な働き方・生き方を認めることが重要
- 働く人すべてが、仕事に魅力ややりがいを感じることができるような職場づくりが重要
- 女性が結婚・出産・育児等を経ても働き続けることができるような支援が重要
- 自営業や起業などの分野においても、能力を発揮できるための支援が重要

● 基本方針

1. 経営者、男性、
女性の意識改革

2. 働きやすい
職場環境づくり

3. 働きがいのある
職場づくり

● 推進する取組み

基本方針1 経営者、男性、女性の意識改革

①経営者、男性、女性への啓発活動の充実

- ・働く女性の活躍推進に関する広報・啓発
- ・女性活躍推進自主宣言登録の推進、企業表彰等
- ・働く女性の活躍を推進するイベント(セミナー等)の開催 等

②情報の収集・整理及び提供等

- ・女性活躍推進法やその指針等の周知のための広報・啓発
- ・女性活躍推進のためのアドバイザーの派遣
- ・女性活躍推進先進事例の収集・情報提供 等

〔目標とする指標〕

- 女性活躍推進の自主宣言「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数 現状 84 社 ⇒ 180 社(平成 32 年度)
【第3次かがわ男女共同参画プランより】
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出数 現状 (新規) ⇒ 100 社(平成 32 年度)
(常勤雇用者数 300 人以下の企業)

基本方針2 働きやすい職場環境づくり

①働き方改革による仕事と生活の調和の実現

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発
- ・所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進など、働き方改革に向けた広報・啓発
- ・働きやすい雇用環境実現のためのアドバイザーの派遣 等

②多様な働き方を可能とする仕組みづくりの支援

- ・多様な働き方に関する啓発
- ・男性が育児休業を取得し、育児に参加できる等の環境整備を推進するための経営者等を含めた職場の意識改革の促進
- ・子育て行動計画策定企業認証マークの交付 等

〔目標とする指標〕

- 子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数 現状 156 社 ⇒ 252 社(平成 32 年度)
【第3次かがわ男女共同参画プランより】
- 労働者1人平均年間総実労働時間 現状 1,770 時間 ⇒ 現状を下回る(平成 32 年)
- 男性の育児休業取得率 現状 2.7% ⇒ 5%(平成 32 年度)

基本方針3 働きがいのある職場づくり

①仕事に魅力、やりがいを感じる職場づくりの推進

- ・継続就業がしやすい雇用環境整備のための諸制度の広報
- ・再就職希望者への支援制度の周知
- ・県立高等技術学校における職業訓練の実施
- ・男女雇用機会均等の確保の促進

等

②女性の起業等支援

- ・女性のネットワークの構築や、経営能力の向上を図るための研修会、講習会の開催
- ・創業のための資金融資
- ・労働関係法規などの周知や、情報提供の推進

〔目標とする指標〕

●25歳から44歳までの育児をしている女性の有業率 現状 62.3% ⇒ 現状を上回る(平成29年)

〔参考とする指標〕

●女性管理職の割合 現状 10% ⇒ 15%(平成32年)

● 計画の期間 平成28年度～平成32年度（5年間）

● 点検・評価 「かがわ働く女性応援会議」に報告し、点検・評価

待機児童対策（人材確保及び受け入れ体制の整備）29年度事業

保育所入所希望児童数の増加や共働き家庭の増加等により、本県の年度当初の待機児童数は324人（昨年度129人）と大幅に増加した。また、年度途中（10月1日時点）の待機児童数は平成27年度の407人から、28年度は519人に増加した。

待機児童発生 の主な理由は、**保育士不足**である。高松市においては、受入れ体制の整備の必要性がある。



「人材確保」及び「受け入れ体制の整備」を強化することにより、待機児童を解消する。

課題

保育士不足

受入れ体制の不足

人材養成

人材確保

就業継続

受入れ体制の整備

保育士人材バンク事業 3,600千円

離職防止研修
〔220千円※人材バンク事業に含む〕

保育所・認定こども園整備
保育所緊急整備事業： 340,069千円
認定こども園整備事業： 312,914千円
※保育所等整備交付金（厚生労働省分）については、国から市町に直接交付されるため、県の予算計上なし

保育士確保推進事業
14,238千円〔地域創生推進交付金（国1/2、県1/2）〕

保育士の処遇改善
全職員：本給の2%程度
中堅職員：月額4万円程度

小規模保育事業
※H29当初予算の計上なし
保育所より整備がしやすい小規模保育施設の新設に対する補助。

保育士就職促進事業
求人開拓コーディネーターによる県内の保育所と県内外の保育士養成施設及び県内の潜在保育士とのマッチング等による就職支援を行う。

保育士就職相談会開催事業

保育実技等講座開催事業

保育士の魅力アップPR事業

保育所実地見学会開催事業

対策

29 拡充 保育学生修学支援事業（貸付）
28年度：14名 ⇒ 29年度：25名
3,265千円（国9/10、県1/10）
※32,650千円（H29事業費）
（国費分はH28中に実施主体である県社協に一括交付）

29新 保育体制強化事業
44,550千円〔間接補助金（国1/2、県1/4、市町1/4）〕
※別紙事業概要のとおり

保育士人材確保事業
6,065千円（県単独）

保育士養成施設に対する就職促進支援事業 1,560千円

保育士修学資金貸付事業
保育事業者へ保育補助者の雇上げ費用を貸し付ける。
1,565千円（国9/10、県1/10）
※15,645千円（H29事業費）
（国費分はH28中に実施主体である県社協に一括交付）

地域子育て支援員養成研修事業 10,741千円

保育士試験の年2回実施

私立幼稚園への認定こども園移行支援
私立幼稚園に認定こども園への移行の検討を促す。

認可外保育施設の活用
事業所内保育施設の新設促進
企業主導型保育事業